

平成 14年 3月 28日
株式会社日本承継銀行

石川銀行および中部銀行との営業譲渡契約締結について

本日、当行は石川銀行および中部銀行の金融整理管財人との間で、営業譲渡契約を締結した。両行の金融整理管財人は、管理を命ずる処分(石川銀行:平成13年12月28日、中部銀行:平成14年3月8日)を受けて以来、受皿金融機関を早期に確保すべく、各地域の金融機関を中心に交渉を鋭意進めてきたが、現時点において候補先との間で営業譲渡契約を締結するには至っていない。こうした状況下、両行の金融整理管財人からの要請を受け、13年度における預金等の全額保護措置への対応として、当行において各々との間で営業譲渡契約を締結したところである。今後、本年3月末までに、預金保険法に基づく資金援助手続を行うことにより、両行の預金等は全額保護される。

当行に営業譲渡されるまでの間、両行の業務は、預金者等の保護および信用秩序の維持に万全を期しつつ、引き続き金融整理管財人の管理の下で継続されるが、当行としては、早期に受皿金融機関を確保できるよう、金融整理管財人とも緊密に協力・連携を図りながら努力して参る所存である。

以上